振替供給業務等に係わる行動規範 (規程)

北海道北部風力送電株式会社

令和2(2020)年 4月 1日	制定
令和5(2023)年 3月31日	第2条、3条、4条、5条、7条、18条、23条改定、附則削除

振替供給業務等に係わる行動規範(規程)

第1章総則

第1条(目的)

本規程は、電気事業法(以下「法」という。)及び公正取引委員会及び経済産業省が制定する「適正な電力取引についての指針」(以下「ガイドライン」という。)に鑑み、当社における振替供給業務等の実施に際し、当社及び当社の役職員が遵守すべき行動規範を定めるものである。

第2条 (用語の定義)

本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「振替供給」とは、法第2条第1項第4号のとおり、他の者から受電した者が、同時に、 その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当す る量の電気を供給することをいう。
- (2) 「振替供給業務」とは、振替供給を行うために実施する給電業務及び送変電設備接続検 討・計画業務等をいう。
- (3) 「振替供給業務を行う部門」とは、振替供給業務を所掌する部門をいい、単独あるいは 複数の担当者から構成される。
- (4) 「発電部門」とは、グループ会社を含む、法第2条第1項第14号に規定される発電事業を行うために実施する、発電設備の計画、建設及び保守・運用等業務を所掌する部門をいい、「小売部門」とは、グループ会社を含む、法第2条第1項第2号に規定される小売電気事業を行うために実施する、電気の販売・契約等を所掌する部門をいう。なお、ガイドラインに基づき、卸電力市場において供給力の調達・販売を行うトレーディング部門は、発電部門又は小売部門の一部と位置付ける。
- (5) 「振替供給関係情報連絡窓口」とは、振替供給業務において、ガイドラインに定める一般送配電事業者との情報受付・情報連絡窓口業務を行う部門をいう。
- (6) 「電気供給事業者」とは、電気を供給する事業を営む者(新規に供給事業を営もうと意図している者も含む。)をいう。
- (7) 「関連情報」とは、振替供給業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用 者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼ し得る情報をいう。
- (8) 「非公開情報」とは、振替供給業務に関する公表されていない情報であって、小売電気 事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものをいう。
- (9) 「特定送電等業務」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ① 非公開情報を入手することができる業務

- ② 振替供給業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に係る業務運営上の決定に影響を及ぼし得るもの
- (10) 「特定関係事業者」とは、当社の子会社、親会社若しくは当社以外の当該親会社の子会社等に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の親会社等(当社を除く。)をいう。
- (11) 「特定関係事業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 特定関係事業者
 - ② 特定関係事業者の子会社等(当社を除く。)
 - ③ 特定関係事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者(当社を除く。)
 - ④ 特定関係事業者の関連会社(当社を除く。)

第3条(法令遵守責任者)

社長は、法令遵守責任者を指名する。法令遵守責任者は、振替業務その他の当社の業務が法令 等に適合することを確保するための規程及び計画の整備及び運用並びにその業務執行の状況 の監視を行う。

第4条(情報管理責任者)

社長は、当社の取締役から情報管理責任者を指名する。情報管理責任者は、当社の役職員が本 規程その他の情報管理に関する規程を遵守するよう、振替供給業務に関して知り得た情報そ の他の当社の業務に関する情報の取扱いを管理する。

第5条(法令等の遵守)

- 1. 当社のすべての役職員は、本規程を含む振替供給業務に関する社内外のルール(関係法令、ガイドライン、社内規程等)を遵守する。
- 2. 本規程の運用・解釈に疑義がある場合は法令遵守責任者に確認し、解明に努めなければならない。その際、法令遵守責任者は、質問、相談等において知り得た情報を他の部門に漏らしてはならない。
- 3. 本規程に違反した場合は、就業規則等により適正に処分を行う。

第2章 情報の目的外利用の禁止

第6条(情報の目的外利用の禁止)

- 1. 振替供給業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。
- 2. 次に掲げる関連情報については、特に注意のうえ、振替供給業務の目的以外の目的のために利用及び提供をしない。

- (1) 送変電設備への他の電気供給事業者の電源接続に伴い知り得た電源及び電源開発の状況等
- (2) 送変電設備の作業停止計画調整に伴い知り得た他の電気供給事業者の電源運用計画(電源作業停止計画、電源併入予定等)
- (3) 送変電設備の運転を通じて知り得た他の電気供給事業者の振替の状況(振替電力量、発 電機事故状況等)

第7条(情報連絡窓口等)

- 1. 振替供給関係情報連絡窓口は、振替供給業務を行う部門が担うものとする。
- 2. 振替供給業務を行う役職員は、特定関係事業者の業務は行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合には、この限りではない。
- 3. 前項ただし書に掲げる業務のほか、現在、当社の特定関係事業者と連携(委託による場合を含む。以下、本項において同じ。)して行われている当社の振替供給業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意し、連携して行う必要のある業務については、電気事業法で禁止される行為に該当しないか確認し、当該業務を明確化する。
- 4. 振替供給関係情報連絡窓口に提供された振替供給業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報について、振替供給業務を行う部門から当社の特定関係事業者に依頼・伝達する必要がある場合、振替供給業務を行う部門の役職員は他の電気供給事業者や関連する発電所・電気使用者の名称等データを特定する必要のないものを符号化して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を特定関係事業者が不当に活用できないように厳格に管理する。
- 5. 振替供給業務を行う役職員は、関連情報の記載のある文書・データを厳重に保管し、振替供 給業務を行う部門から特定関係事業者への関連情報の伝達、両部門間の関連情報の社内文 書交換及び共通サーバへのアクセス等を厳格に管理する。
- 6. 情報管理責任者は、前各項の振替供給業務執行と情報の取扱いが適正に実施されていること を管理する責任を有し、社員に対して適宜、執行状況の報告を求め、総合的な指示又は改善 を行う。

第3章 差別的取扱いの禁止

第8条(差別的取扱いの禁止)

振替供給業務その他の変電及び送電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当 に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益 を与えてはならない。

第9条(情報公表ルール)

系統運用や系統情報の開示・周知等について、情報公表ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して振替供給を行う。

第10条(差別的取扱いの禁止)

次に掲げる行為については、特に注意のうえ、遵守する。

- (1) 送変電設備に対するアクセス検討又は当該設備の補修若しくは整備(設計のために行う 検討も含む。)を行う際に、当社の特定関係事業者と他の電気供給事業者とを不当に差 別的に取り扱わないこと
- (2) 作業停止計画情報、事故復旧情報等の情報の開示、周知を行う際に、当社の特定関係事業者と他の電気供給事業者とを不当に差別的に取り扱わないこと

第4章 広告、宣伝その他の営業行為

第11条(商号又は商標)

- 1. 当社の特定関係事業者である小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号又は商標を用いてはならない。ただし、容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合を除く。
- 2. 容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合であっても、分社前の既設工作物に設置している商標については、その工作物の更新時等、新たに商標を刻印又は表示するときに当社の商標に変更することとする。ただし、既設工作物を流用する場合等においては、この限りではない。
- 3. グループ商標を用いる場合は、当社商標と併せて用いなければならない。

第12条(広告、宣伝その他の営業行為)

特定関係事業者である小売電気事業者又は発電事業者に対する需要家、取引先その他の利害 関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行わない。

第5章 グループ間取引

第13条 (グループ間取引)

当社が自己のグループ会社以外の会社と同種の取引を行う場合に成立するであろう条件と同様の条件と異なる条件であって電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、当社の特定関係事業者等と取引を行わない。

第6章 業務委託・業務受託

第14条(委託規制)

振替供給業務その他の変電及び送電に係る業務を当社の特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等(特定関係事業者に該当するものを除く。)に委託しない。ただし、以下に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 災害その他の場合において、やむを得ない一時的な委託としてする場合
- (2) 受託者が、当社の子会社であって、特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等 (当社を介在させることなく、その財務及び事業の方針の決定を支配するものに限る。) ではない場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる業務のいずれにも該当しない場合
 - ① 非公開情報を取り扱う業務
 - ② 小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得る業務であって、受託者に裁量の余地がある業務
 - ③ 受託者を公募することなく委託することが、当該業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く業務

第15条(受託規制)

当社の特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、以下に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な受託としてする場合
- (2) 業務を受託するか否かの判断及び受託に係る業務が、特定の電気供給事業者に対し、不 当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しく は不利益を与えることができるものでない場合

第7章 兼職

第16条 (特定関係事業者の取締役等の兼職制限)

- 1. 当社の取締役は、当社の特定関係事業者の取締役等(取締役及び執行役をいう。以下同じ。) 又は従業者(執行役員を含む。以下同じ。)を兼ねてはならない。
- 2. 当社の従業者は、当社の特定関係事業者の取締役等を兼ねてはならない。
- 3. 以下のいずれかに掲げる場合、前二項は適用されない。
- (1) 当社において、兼職者が非公開情報を入手できないことを確保するための措置及び兼職者が当社が営む振替供給業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、小売電気事業又は発電事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置を講じている場合
- (2) 当社の特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業又は発電事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じている場合

- 4.前項に基づき兼職する者は、当社の保有する非公開情報を入手することを禁止するとともに、当該兼職者以外の当社の役職員は、兼職者に非公開情報を提供することを禁止する。
- 5. 第3項に基づき兼職を行う場合、その内容を公表する。

第17条(特定送電等業務従業者の兼職制限)

- 1. 以下の各号に掲げる者は、特定送電等業務に従事してはならない。
- (1) 小売電気事業者の従業者であって、小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参 画する管理的地位にある者
- (2) 発電事業者の従業者であって、発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にある者
- (3) 特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者の親会社等(当社を除く。)に該当する者の従業者であって、その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にある者
- 2. 当社の従業者と特定関係事業者との従業者との間で兼職を行う場合、その内容を公表する。

第8章 人事交流

第18条(人事交流)

- 1. 当社の取締役は、特定関係事業者における日本国内の電力小売営業、電力取引及び電源開発 計画の策定を行う部署に直接異動する人事交流を行わないことを原則とするとともに、特 定関係事業者の取締役等に、一定期間を経過せずに異動する人事交流を行わないことを原 則とする。
- 2. 当社の振替供給業務を行う部門に従事している者は、特定関係事業者の取締役並びに特定関係事業者における日本国内の電力小売営業、電力取引及び電源開発計画の策定を行う部署に直接異動する人事交流を行わないことを原則とする。
- 3.前二項において原則として定めるのと異なる人事交流を行う場合、その内容を公表し、また、パソコン等を交換すると共に、当該異動する者から異動後も法令等、ガイドライン及び本規程その他情報管理に関する社内規程を遵守し、情報の目的外利用や電気供給事業者に対する差別的取扱いを行わないことの誓約書を提出させるなどして、情報の目的外利用及び差別的取扱いの禁止等の措置を講じるものとする。

第9章 体制の整備

第19条 (室の区分)

当社と特定関係事業者の室を物理的に隔絶し、正当な理由がない限り、当社の業務の用に資す

る室には、当社の特定関係事業者の役職員を入室させない。

第20条(非公開情報の管理システム)

- 1. 非公開情報を管理するシステムを特定関係事業者と共有する場合、振替供給業務等の目的以外での利用を制限するため、アクセス者の識別等のアクセス制限の措置を講じる。
- 2. 非公開情報を管理するシステムについては、当該システムにログインした者、日時及び閲覧したファイル名又はそれに相当する事項を記録し、5年間保存する。

第21条(取引の記録・保存)

振替供給関係情報連絡窓口は、振替供給業務について、当社と小売電気事業者又は発電事業者 との取引及び連絡調整の経緯及びその内容を記録し、これを5年間保存する。ただし、日常的 な問合せへの対応等当該取引及び連絡調整の経緯及びその内容が軽微なものであるときは、 この限りでない。

第22条 (研修の実施)

当社は、この規程を遵守させるため、当社の役職員に対し必要な研修を実施し、当社の役職員は、当該研修を受講する。

第23条(監視部門)

- 1. 法令遵守責任者は、その職位において監視部門としての業務を担う。
- 2. 監視部門は、振替供給業務を行う部門とは別に置かれ、また、特定関係事業者から独立していることを要する。
- 3. 監視部門は、振替供給業務を行う部門における振替供給業務に関して知り得た情報その他の 当社の業務に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視するとともに、振替 供給業務その他の当社の業務の運営及び内容について、法令等を遵守するものであるかど うかについて監視する。
- 4. 監視部門は、前項に基づく監視の結果を取締役会において報告するものとする。

第10章 関連規定等

第24条 (関連規定)

本規程の詳細については、「振替供給業務等に係る業務要領」その他の社内規程、実施要領、マニュアル等に定めるものとする。

第25条 (規程の改廃)

本規程の改廃は、取締役会の決議による。